

未来へつなぐ金沢行動会議設置要綱

(令和4年6月21日決裁)

改正 令和6年3月22日決裁

令和7年3月24日決裁

(目的及び設置)

第1条 若い世代が金沢のまちに愛着を持つとともに、まちづくりへの積極的な参画を促すため、未来へつなぐ金沢行動会議（以下「行動会議」という。）を設置する。

(活動事項等)

第2条 行動会議は、次に掲げる活動を行う。

(1) まちづくりに関する方策の発案、実践及び検証

(2) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織等)

第3条 行動会議は、おおむね15歳以上40歳未満の委員30人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に所在する事業所、団体、学校等に通勤し、又は通学する者

(3) 過去に市内に住所を有していた者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表等)

第4条 行動会議に、代表及び副代表を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

2 代表は、会務を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 行動会議の会議は、代表が必要に応じて招集し、代表が議長となる。

2 行動会議は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 行動会議に、活動を円滑に行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、代表が指名する行動会議の委員で組織する。

3 部会における活動の結果については、行動会議の会議において報告を行うものとする。
(事務局)

第7条 行動会議の庶務は、都市政策局地域力再生課において処理する。
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行動会議の運営に関し必要な事項は、代表が行動会議に諮って定める。

附 則

この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則（令和6年3月22日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。